

パブコメの結果の概要

(別紙)

No	御意見	考え方
1	<p>派遣労働者の雇用元である派遣元企業として、派遣労働者の個人専用ページを設置している。その設置した専用ページは各派遣労働者個人が設定したID及びパスワードでログイン可能としているが、このログインによって、身元確認が出来ているとみなされるのか。</p>	<p>電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認措置の一つとして、「個人番号関係事務実施者が本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法」(規則第四条第二号ニ)により、身元確認を行うこととしております。 「本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号」とは、なりすまし防止の観点から、雇用元等が従業員等に対しあらかじめ本人確認をした上で、本人に対して一に限り発行したID及びパスワードである必要があり、御質問のID及びパスワードは、本人が自身で設定するものであることから、身元確認方法としては不十分であると考えます。 この点が明らかになるよう修正を行いました。</p>
2	<p>個人確認するものは、住所などが記載されており、写真が貼られている、国が発行しているものに限定すべきである。また、その確認は複数人で実施するべきであり、確認の日時、確認者も記録するべきと思う。悪意をもって個人情報を入手しようとしてもできなくするように法を整備してもらいたい。</p>	<p>「番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)」に対する御意見として、内閣官房に情報提供させていただきます。</p>
3	<p>別表第一欄、規則第一条第一項第二号の項の第三欄中「法第二条第六項に規定する本人(以下「本人」という。)の写真の表示のある住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「法第二条第六項に規定する本人(以下「本人」という。)の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた写真の表示のある住民基本台帳カード」と修正する。 理由 住民基本台帳法第30条の44を削除する規定は、番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から適用されるため。</p>	<p>住民基本台帳法第三十条の四十四の規定が削除されることは御指摘のとおりです。 ただし、住民基本台帳法第三十条の四十四に規定されている写真の表示のある住民基本台帳カードは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則附則第二条第一項」において、本人確認書類として規定済みであり、当該告示で規定することはそもそも適当でなかったため、当該告示からは削除しました。</p>
4	<p>1 具体的に何を想定しているかわかりにくい。法文上への具体的記載は困難としても、施行後で結構なので、納税者に理解できるよう、マニュアル等により例示いただけるとありがたい。 (例) 「個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの」 「個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類」 「個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、……のうちの複数の事項」 「扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること明らかな場合」 2 「知覚すること等により」というのは、どういった行為を想定しているのか。これも、法文上への具体的記載は困難と思うが、施行後で結構なので、納税者に理解できるよう、マニュアル等により例示いただけるとありがたい。</p>	<p>国税分野における本人確認書類の具体例については、国税庁ホームページにて公表しました。 なお、「知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合」とは、例えば、対面により、個人番号の提供を行った顧客が本人であることを確認できる場合を言います。</p>

5	<p>電話による個人番号の提供は、日本年金機構に電話した人が自分の個人番号を告知して年金関係情報の確認や相談を行うケースなど、他の方法によることが困難なケースで極めて限定して適用されるべきものである。</p> <p>国税に関する事務において民間事業者等の個人番号関係事務実施者は対面、郵送により書面を介する方法や電子的な方法により個人番号を取得するものと考えられることから、単に電話により個人番号の提供を求める場面は想定されないのではないかと考える。</p> <p>そうであれば、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類を定めることにより、郵送による書面で個人番号の提供を行った者が本人確認書類の添付を忘失したケースなどで本人確認書類の送付を依頼しなければならぬところを本来認められない電話による本人確認を誘発するものであり、本告示で個人番号利用事務実施者が適当と認める書類を規定すべきではない。</p> <p>仮に電話による個人番号の取得が想定されるケースがあるのであれば、具体的に示した上で限定的に認めるべきものとする。</p>	<p>ご指摘のとおり、第三条第四項の適用があるのは、個人番号利用事務等実施者が、過去に本人確認を行って特定個人情報ファイルをあらかじめ作成している場合に限られていますので、単に電話により本人確認を行うことを認めているものではありません。例えば、郵送、オンラインにより個人番号の提供を受けた際に、本人確認書類が添付されていない等により本人確認ができないため、個人番号の提供を行った者に対して電話により本人確認を行うことは認められません。</p> <p>ここでは、所得税法に基づく金銭等の受領者から支払者に対し告知を行う場合で、例えば所得税法施行令第三百三十七条第三項など、既に所得税法に基づく当該告知事項の確認を行った上で支払者がその支払を受ける者の氏名、住所及び個人番号等を記載した帳簿を備えているため、告知の際に提示が必要な書類の提示を要しないとされている場合のように、本人であることを確認した上で当該特定個人情報ファイルに記録されている事項により確認することができるとしたものです。</p>
6	<p>記載場所：規則第四条第二号ロ、規則第十条第三号ロ</p> <p>意見： 「個人番号利用事務実施者が適当と認める方法」によって送信される「当該書類に係る電磁的記録」について、例えば、通知カードの書面をデジタルカメラで写した画像ファイル等も許容されると考えてよいか。</p> <p>理由： 「当該書類に係る電磁的記録」について求められる要件を確認したいと考える。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
7	<p>記載場所：規則第四条第二号二、規則第十条第二号</p> <p>意見： 「個人番号関係事務実施者が本人(または代理人)に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法」で身元(実存)確認する方法も可とされていますが、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請」のように事前承認等は必要になるのか。</p> <p>理由： 識別符号及び暗証符号等により認証する方法で実施する場合の要件を確認したいと考えている。</p>	<p>個人番号関係事務実施者が本人又は代理人から個人番号の提供を受ける場合に、提供を行う者が本人又は代理人であることを確認するために求めているものであり、税務署への事前承認は不要ですが、個人番号関係事務実施者が事前に身元確認を行った上で、識別符号及び暗証符号等を払い出す必要があります。</p>

8	<p>記載場所:全体 意見: 以下の3つの手段について、本人確認手段とすることが可能でしょうか。いずれも社内システムには従業員本人のIDとパスワードでログインするものとする。 案1 従業員自ら、社内システムから個人番号を入力する。本人による申し立てにあたるので、企業側での番号確認は不要。 案2 従業員自ら、社内システムから個人番号を入力する。このとき、番号確認のための資料(通知カード等のコピー)も合わせてアップロードし、人事担当者が番号を確認。 案3 従業員自ら、社内システムから個人番号を入力する。このとき、番号確認のための資料(通知カード等のコピー)を別途人事部門へ郵送し、人事担当者が番号を確認。 なお、案1は不可(=本人による申し立てにならない。証跡が必要)であれば、案2のとおり、証跡をアップロードする方法でよい。それとも、案3のように証跡は郵送等により別途送付しなければならないのか。 理由: 社内システムを通じて従業員から個人番号の提供を受ける場合は、主にこのような三つのケースが想定されることから、可否を確認したいと考えている。</p>	<p>案1については、個人番号の入力だけでは「本人による申し立て」には該当しないため、別途番号確認のための資料が必要となります。 また、「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書」の標準的な様式については、国税庁ホームページにて公表しました。 案2及び案3の方法による確認は可能です。 なお、身元確認のための識別符号及び暗証符号等は個人番号関係事務実施者が本人確認の上、従業員等に払い出したものである必要があります。</p>
9	<p>記載場所:規則第三条第一項第四号、規則第四条第二号口前段、規則第九条第五項第四号及び規則第十条第三号口前段 意見: 「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書」の要件として、提示時において作成した日から六か月以内という以外のもはあるか。例えば自署は不要として個人番号が記入された書類を本人または本人の代理人が送付することをもって「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立」とすることは可能か。 理由: 申立書の要件を明らかにするため。</p>	<p>「本人による申立書」となりますので、本人の署名や押印があるなど、本人が作成したものと認識できる書類であることが必要となります。 なお、規則第三条第一項第四号等の規定のとおり、申立書には、個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)の記載が必要となります。 また、標準的な様式については、国税庁ホームページにて公表しました。</p>
10	<p>記載場所:規則第四条第二号口前段 理由: オンラインで本人による申立書の送付を受けて番号確認を行うとき、対面・書面送付では求められている「個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票または住民票記載事項証明書の提示を受けることが困難であると認められる場合」との要件がなく、個人番号カード等の画像データの送信を受けるときと優先劣後関係がないように見受けられますが、そのような理解でよろしいでしょうか。 目的: オンラインと対面・書面送付とで平仄が合っていないように見えるため、念のため確認したいと考えております。</p>	<p>御理解のとおりです。 なお、番号の正確性の確保の観点から、個人番号カード等により確認することが望ましいと考えます。</p>

11	<p>記載場所:規則第一条第一項第二号 規則第二条第二号 等 意見: 「個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの」における書類とはICカード等であり、例えばICカードのICチップの中に格納された個人識別事項を認証により認識できるものが想定されていると理解してよろしいか。 理由: 第三欄の主旨を明確に捉えたいと考えている。</p>	御理解のとおりです。
12	<p>記載場所:規則第三条第五項、規則第九条第四項 意見: 「雇用契約成立時に本人(または本人の代理人)であることの確認」するとき、どのような書類等をもって本人(または本人の代理人)であることの確認をすればこの要件に該当するか。 理由: 第三欄の主旨を明確に捉えたいと考えている。</p>	番号法や税法で定めるもの、当該告示で定めるものと同程度の本人確認書類による確認を行う必要があります。
13	<p>記載場所:規則第三条第五項 規則第九条第四項 意見: 個人番号の提供を行う者が住民基本台帳に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することが求められてるが、このとき、雇用契約成立時に本人確認した際の個人識別事項と個人番号提供時の個人識別事項が異なっているのであればこの要件に該当せず、事業者は自らが保存する個人番号の提供を行う者の個人識別事項を別途最新化しておく必要があるとしてよろしいか。 理由: 第三欄の主旨を明確に捉えたいと考えている。</p>	従業員等が本人に相違ないことの確認を求めており、事業者自らが現に保存している個人番号の提供を行う者の個人識別事項と完全に一致することまでは条件としておりません。
14	<p>記載場所:規則第三条第五項 規則第九条第四項 意見: 扶養親族等に係る身元(実存)確認について、「知覚すること等により本人であることが明らか」とのみ要件が設定されているが、個人識別事項との一致は確認不要でよろしいか。 理由: 第三欄の主旨を明確に捉えたいと考えている。</p>	御理解のとおりです。

15	<p>記載場所:規則第三条第五項 規則第九条第四項 意見: 「同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合」として、例えば講師謝金に関する源泉徴収のため当該講師から個人番号の提供を受けるとき、その講師を1年に1回程度毎年呼んでいる場合(契約は1年毎に締結)、「同一の者から継続して」に該当するか。 理由: 第三欄の主旨を明確に捉えたいと考えている。</p>	<p>御理解のとおりです。 なお、知覚をすること等により、当該講師が本人に相違ないことが明らかであることを確認する必要があります。</p>
16	<p>記載場所:規則第四条第二号二 規則第十条第二号 意見: 「個人番号関係事務実施者が本人(または代理人)に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法」で身元(実存)確認する方法も可とされているが、この識別符号の発行にあたっての要件はあるか。例えば住民票記載の個人識別事項の確認等を踏まえずに発行するものであっても可としてよろしいか。 理由: 識別符号のトラストアンカー(信頼の起点)が何か明確にしたいと考えている。</p>	<p>「本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号」とは、なりすまし防止の観点から、個人番号関係事務実施者が本人又は代理人に対しあらかじめ本人確認をした上で、本人に対して一に限り発行したID及びパスワードである必要があります。 この点が明らかになるよう修正を行いました。</p>
17	<p>[案] 規則第三条第五項 / 個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合 / 雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者(以下略) [意見] 「本人であることの確認」とあるが、具体的にどの程度の確認をしていればこの規定を適用できるのかが明確な文言にすべきである。写真付き公的身分証明書を採用時に提示していれば同様のことを再度行う必要はないという趣旨なのか、既に一定期間の雇用関係が継続していることが身元確認の代替になるという趣旨なのか、これでは判然としない。</p>	<p>「雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている」必要がありますので、頂いた御意見のうち、「写真付き公的身分証明書を採用時に提示していれば同様のことを再度行う必要はないという趣旨」となります。 なお、「本人であることの確認」には、番号法や税法で定めるもの、当該告示で定めるものと同程度の本人確認書類による確認を行っていることが要件となります。</p>
18	<p>規則第三条第一項第四号 本人から個人番号カード・通知カード・住民票等の番号確認書類の提示を受けることが困難な場合に、「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書」にて番号確認が可能であるとされている。 例えば、申立書を番号を取得する側の事業者が作成(個人番号・個人識別事項以外の文言が記載された定型フォームをイメージ)し、その定型フォームに個人番号・個人識別事項を記載した上、本人から署名もしくは押印をいただくことが考えられるが、このような対応に問題ないか確認したい。</p>	<p>御質問の方法は、「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書」に該当すると考えられます。 なお、番号の正確性の確保の観点から、個人番号カード等により確認することが望ましいと考えます。</p>

19	<p>規則第三条第四項 「取引固有の情報」に該当するものとして、保険契約においては以下のものも「取引固有の情報」に該当すると思うが、問題ないか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券番号 ・保険始期日(保険終期日) ・保険契約者名 ・被保険者名 ・保険金受取人名 	御理解のとおりです。
20	<p>規則第四条第二号ロ前段規則第四条第二号ニ オンラインによる提供で、個人番号カードを使用して番号確認・身元確認する場合、ICチップ読み取りによって行うだけではなく、例えばPDF等による個人番号カードのイメージデータの送付でも可能という理解をしているが、問題ないか確認したい。</p>	御理解のとおりです。
21	<p>規則第四条第二号ニ オンラインでの身元確認について、以下のような場合は身元確認できていると思うが、問題ないか確認したい。 (例) 保険会社が保険契約者に対して開設しているマイページ(ID・PWあり)がある。保険契約者が当該マイページにログインの上、保険契約者本人の通知カードもしくは住民票をPDFにてアップロードした。PDFのアップロードは番号確認であり、身元確認はマイページへログインしていることにより完了していると思うが問題ないか。</p>	御理解のとおりですが、マイページにログインするためのID・パスワードは、個人番号関係事務実施者が本人に対しあらかじめ本人確認をした上で、本人に対して一に限り発行したID及びパスワードである必要があります。この点が明らかになるよう修正を行いました。
22	<p>規則第六条第一項第三号 代理人の代理権を確認する書類として、「個人番号カード、運転免許証、旅券～」と記載されているが、これは例えば「本人の個人番号カード」や「本人の運転免許証」を代理人が預かって提示することと理解しているが、問題ないか確認したい。</p>	御理解のとおりです。
23	<p>規則第六条第一項第三号 代理人の代理権を確認する書類として、規則第六条第一項第二号に「委任状」がある。「本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項及び押印があるもの」が代理権を確認する書類とされているが、これは必ずしも「委任する」旨の記載がなくとも、同事項が具備されていれば代理権ありと認識可能という理解をしているが、問題ないか確認したい。</p>	御理解のとおりです。
24	<p>規則第一条第一項第二号 他 確認書類に関して「提示時において有効なものに限る」との記載があるが、有効期限が明示されているものについて有効性の確認は可能と考えるが、例えば有効期限が明示されていない社員証を提示された場合は、その社員証の真正性について確認する必要はないと理解しているが、問題ないか確認したい。</p>	有効期限が明示されていない社員証も身元確認書類となります。 なお、有効期限の有無に関わらず、提示された身元確認書類が明らかに不正に発行された書類と認められる場合は、この限りではありません。

25	<p>第一欄 規則第四条第二号二 第二欄 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 第三欄 個人番号関係事務実施者が本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法 意見 最初の申請時において、本人に対して固有の識別符号及び暗証符号を払い出すものの、その後、本人が任意の識別符号及び暗証符号に変更(既に登録されているものとの重複は許されない)した場合でも、本規定に該当することを確認させていただきたい。</p>	<p>仮に、識別符号及び暗証符号が変更されたとしても、当初の識別符号及び暗証符号と関連付けることなどの方法により、現に手続を行っている者が本人に相違ないことが確認できる場合には該当します。</p>
26	<p>規則第一条第一項第二号の第三欄における「個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類」とは、具体的にどのような書類か。例えば金融機関が氏名・住所等、個人識別事項をプレ印字した書類を投資家に交付し、当該書類を受け入れる事によって身元確認となるという意味合いか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
27	<p>規則第三条第一項第四号の第三欄に記載されている「本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で法第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)及び個人識別事項の記載があるもの」とは、事業会社が個人に交付する番号付源泉徴収票等を指すと思われますが、そもそも規則第三条第一項が適用されるのは、個人番号カードや通知カード、番号付住民票等の書類の提示を受けることが困難な場合に適用され、少なくとも番号付住民票は役所に行けば取得できるため、規則第三条第一項が適用されるのは相当程度限定されるという認識でよろしいか。 また、金融機関において番号付源泉徴収票を番号確認書類として受け入れた場合、基本的にはNGとなり、投資家へ確認等が必要という認識でよろしいか。</p>	<p>御理解のとおり、規則第三条第一項第四号に規定される書類による確認は、個人番号カードや通知カード等の原則的な書類での提示が困難あると認められる場合に限ります。</p>
28	<p>規則第一条第一項第三号口の第三欄における「本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。)」の範囲が広すぎ、本人確認の事務において当該書類が有効かどうか混乱が生じる。今後、具体的な書類を限定列举される予定はあるか。</p>	<p>国税分野における本人確認書類の具体例については、国税庁ホームページにて公表しました。</p>

29	<p>規則第四条第二号二の第三欄において「個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行若しくは発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること」と記載がある。これは、オンラインの申請（金融機関へのオンラインより口座開設申請等）において、例えば投資家が自宅のPCで運転免許証等のイメージをPDF化し、当該PDFを金融機関へ送信し、金融機関が個人識別事項を確認する事により身元確認として認められるという理解でよろしいか。仮にそうだと、投資家の自宅のPC等はウイルス等に感染している場合が多々あるため、一定の制約等は必要かと思うが、何らかの制約を設ける予定はあるか。</p>	<p>御理解のとおりです。 なお、当該告示において、一定の制約を設ける予定はありませんが、電子計算機による送信を受ける場合には、必要な安全措置を講じることが望ましいと考えます。</p>
30	<p>【該当箇所】 別表 規則第一条第一項 第二号 第三欄 【確認事項】 ・以下の書類は具体的にどのような書類か。 1.「規則第一条第一項第三号口に規定する個人番号利用事務等実施者が発行した書類であつて識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの」 2.「個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類」 3.「官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書若しくは申請書等と併せて提示若しくは提出する場合の当該書類」</p>	<p>1. 識別符号又は暗証符号等を入力することにより、カード等のICチップに格納された個人識別事項を、個人番号の提供を受ける者の使用する端末の画面に表示させることができる当該カードなどが該当します。 2. 前年、所得税の確定申告を行った納税者の方に、税務署から個人識別事項等を印字した申告書を事前に送付し、当該申告書により申告していただく場合がありますが、この場合の申告書などが該当します。 なお、個人番号関係事務実施者が個人識別事項等を印字した書類を事前に送付し、当該書類で身元確認を行う場合も該当します。 3. 所得税等の申告が必要の方に、税務署から個人識別事項等を印字したお知らせを送付しておりますが、当該お知らせの書面などが該当します。 なお、個人番号関係事務実施者が個人識別事項等を印字した書類を事前に送付し、当該書類で身元確認を行う場合も該当します。</p>
31	<p>【該当箇所】 別表 規則第一条第一項 第三号口 第三欄の三番目の欄 【確認事項】 ・「その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真的表示のない書類」とあるが、例えば、「住民票の写し」や「住民票記載事項証明書」等が該当するとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

32	<p>【該当箇所】 別表 規則第一条第一項 第三号ロ 第三欄の四番目の欄</p> <p>【確認事項】 ・「その他租税に関する法律に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの」とあるが、具体的にどのような書類か。</p>	<p>租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の規定により交付される「特定口座年間取引報告書」が該当します。</p>
33	<p>【該当箇所】 別表 規則第七条第二項 第三欄の一番目の欄</p> <p>【確認事項】 ・「社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類」とあるが、代理人である法人の商号を名称に含む健康保険組合が発行した保険証は、これに該当するか。</p>	<p>御質問の書類については、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類に該当すると考えられます。</p>
34	<p>確定申告時において、本人が確認したというカード認証、税理士が確認したというカード認証、税務手続きに携わる事務担当者のカード認証が必要ではないか。個人情報の責任は、明確にすべきだと考える。電子申告者の所に、税務調査が入った場合、その書類は完備されてないといけないし、その責任を明確にすべきだと判断する。</p>	<p>「カード認証」、「個人情報の責任」、「その書類」の意味が必ずしも明らかではありませんが、御意見が、本人確認手続において、本人、税理士、あるいは個人番号関係事務実施者が確認した旨の記録を残すべきという御趣旨であれば、番号法への御意見として内閣官房に情報提供させていただきます。</p>
35	<p>【該当箇所】 全体</p> <p>【意見】 本人確認の措置として、「番号確認」と「身元(実存)確認」がある。 以下のそれぞれのケースが、本人確認の措置に該当するかを確認させていただきたい。</p> <p>1「番号確認」として「通知カード」を確認し、「身元確認」として「通知カード」「住民票(写し)」を確認すること。 2「番号確認」として「番号が記載されている住民票(写し)」を確認し、「身元確認」として「健康保険証」「番号確認に使用した番号が記載されている住民票(写し)」を確認すること。 3「番号確認」として「番号が記載されている住民票(写し)」を確認し、「身元確認」として「健康保険証」「番号が記載されていない住民票(写し)」を確認すること。</p>	<p>1. 番号法第十六条においては、通知カードとあわせて提示する身元確認書類として、「通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類」とされていることから、身元確認書類に、通知カードは含まれません。 2、3. 本人確認の措置に該当すると考えられますが、健康保険証等による身元確認は、運転免許証や旅券等の提示を受けることが困難な場合に限られます。</p>

36	<p>【該当箇所】 規則第一条第一項第二号 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付または送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p> <p>【意見】 上記の「当該書類」とは、例えばお客さまから告知を受ける際に、当該顧客の氏名、住所、生年月日を印字した用紙を交付して、個人番号を記入する書類との理解でよいか。</p> <p>【理由】 お客さまから個人番号を徴求する手続を明確にするため。</p>	<p>御理解のとおりです。 顧客の氏名、住所、生年月日を印字した用紙を交付するに当たっては、現に手続を行っている者が本人に相違ないことについて、企業等において、既に確認ができていたものと想定されることから、当該書類による確認を認めております。</p>
37	<p>【該当箇所】 規則第一条第一項第三号ロ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行または発給をされた本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものまたは発行もしくは発給された日から6ヵ月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という)</p> <p>【意見】 上記の「写真なし公的書類」には、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、母子健康手帳は含まれるとの理解でよいか。</p> <p>【理由】 税法上の住所等確認書類(所規八十一の六第二項)に規定されており、実務対応を検討する上で、明確化が必要なため。</p>	<p>御理解のとおりです。 なお、国税分野における本人確認書類の具体例については、国税庁ホームページにて公表しました。</p>
38	<p>【該当箇所】 規則第二条第二号 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類。</p> <p>【意見】 上記の「当該書類」とは、例えばお客さまから告知を受ける際に、当該顧客の氏名、住所、生年月日を印字した用紙を交付して、個人番号を記入する書類との理解でよいか。</p> <p>【理由】 お客さまから個人番号を徴求する手続を明確にするため。</p>	<p>御理解のとおりです。 顧客の氏名、住所、生年月日を印字した用紙を交付するに当たっては、現に手続を行っている者が本人に相違ないことについて、企業等において、既に確認ができていたものと想定されることから、当該書類による確認を認めております。</p>

39	<p>【該当箇所】 規則第三条第二項第二号 写真なし公的書類</p> <p>【意見】 上記の「写真なし公的書類」には、母子健康手帳は含まれるが、住民票の写し、住民票の記載事項証明書は含まれないとの理解でよいか。</p> <p>【理由】 税法上、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書で、その者の個人番号の記載のあるもの」で個人番号を確認する場合の住所等確認書類に規定されており(所規八十一の六第一項第一号ハにおいて住所等確認書類で次項第一号に掲げるものを除くとされている)、実務対応を検討する上で、明確が必要なため。</p>	御質問の「写真なし公的書類」には、住民票の写し、住民票の記載事項証明書は含まれます。
40	<p>【該当箇所】 規則第三条第五項</p> <p>【意見】 従業員等が、個人番号を雇用主を介さず雇用主の委託先へ直接提供する場合に、雇用主が委託先に対して「雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者」の一覧を提供し、委託先がその一覧と照合することが、「個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合」に該当するか、確認させていただきたい。</p>	規則第三条第五項は、知覚等により人違いでないことが明らかなる場合を想定しているものであり、委託先が個人番号の提供を受けるのであれば、現に提供を受けている委託先の者において知覚等により人違いでないことが明らかである必要があります。従って、雇用主が委託先に対して「雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者」の一覧を提供し、委託先がその一覧と照合することは、「個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合」に該当することとはなりません。
41	<p>【該当箇所】 規則第四条第二号口前段 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。)</p> <p>【意見】 オンラインで番号確認を行う場合、番号カード、通知カード、住民票等の「提示を受けることが困難であると認められる場合」でなくても、本人による申立書によって番号確認を行うことが可能という理解でよいか。</p> <p>【理由】 規則第三条第一項(対面、郵送によって番号確認を行う場合)においては「令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。」との規定があるが、同第四条に当該文言は存在しない。このことをもって、番号カード、通知カード、住民票等の提示が困難であるという事情の有無を確認せずに、本人による申立書を電子的に受領することで番号確認を行っても問題ないことを確認したい。</p>	御理解のとおりです。 なお、番号の正確性の確保の観点から、個人番号カード等により確認することが望ましいと考えます。

42	<p>【該当箇所】 規則第四条第二号口前段 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。)</p> <p>【意見】 本人による申立書は電子的に作成されたもので良いか。雛形、要件等を公表する予定はあるか。</p> <p>【理由】 自署である必要、紙媒体の原本を用意する必要等がないのであれば、電子的に受領する本人による申立書につき、例えば番号申請フォームのような、投資家にとってより簡便な方法を検討できるため。</p>	<p>「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書」については、書面により作成されたもの、電子的に作成されたものいずれも含まれます。</p> <p>なお、「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書」の標準的な様式については、国税庁ホームページにて公表しました。</p>
43	<p>【該当箇所】 規則第四条第二号ニ</p> <p>【意見】 新規口座開設者からマイナンバーを取得する場合につき、個人番号カードを電子的に受領すれば、第四条第二号口前段部分(番号確認)と同号ニ(身元確認)を兼ねることができるという理解でよいか。</p> <p>また、既存の顧客からマイナンバーを取得する場合につき、証券会社が発行したIDおよびパスワードを用いてログインする会員画面内より、第四条第二号口前段の箇所指定された番号確認書類を電子的に受領する方法であれば、番号確認および身元確認がそれぞれ完了するという理解でよいか。</p> <p>【理由】 告示の解釈につき上記の方法を取れるという認識で問題ないことを確認したい。</p>	<p>前段については、「電子的に受領」の御趣旨が、個人番号カードのICチップに搭載される個人番号等の情報について、地方公共団体情報システム機構による電子署名の読み取りにより確認することを指すのであれば、規則第四条第一号が適用されることとなります。</p> <p>また、「電子的に受領」の御趣旨が、個人番号カードの画像データを電子的に受領することを指すのであれば、御理解のとおり規則第四条第二号口及びニが適用され、番号確認及び身元確認が完了したこととなります。</p> <p>後段については、御理解のとおりです。</p>
44	<p>郵送など直接本人と個人番号利用事務実施者が対面しない場合には、確定申告書など個人番号を記載する書類に「本件案の別表に示されている本人確認書類などのコピーを添付することで足りる」とするなどといった簡易な方法も含めるべきである。</p>	<p>郵送により、個人番号の提供を行う場合の本人確認措置は、規則第十一条に規定されています。</p>
45	<p>【該当条文】規則第一条第一項第三号口</p> <p>【意見／確認】確認</p> <p>【具体的な意見】 ・2種類必要な身元確認書類の組合せに制約はないという理解でよいか、確認させていただきたい(例えば、公共料金の領収証書(電気、ガス、水道)を2種類組み合わせる等)。また、制約があるのであれば、お示しいただきたい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

46	<p>【該当条文】規則第一条第一項第三号ロ、規則第三条第二項二号</p> <p>【意見／確認】意見・確認</p> <p>【具体的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪収益移転防止法等において、本人確認書類として認められている「住民票の写し」および「住民票記載事項証明書」(以下、住民票の写し等)について、「その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類」および「写真なし公的書類」に該当し、番号法上の本人確認書類として認められるとの理解で良いか、確認させていただきたい。 ・また、住民票の写し等を番号法上の本人確認書類として利用できる場合、番号確認書類と2種類必要な身元確認書類の組合せとして、例えば、以下のケースが認められるか、確認させていただきたい。 <p>(ケース1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号確認:通知カード ・身元確認:住民票の写し等+その他(例えば国税等の領収証書等) <p>(ケース2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号確認:個人番号が記載された住民票の写し等 ・身元確認:個人番号が記載された住民票の写し等(番号確認書類と兼用)+その他(例えば国税等の領収証書等) <p>(ケース3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号確認:個人番号が記載された住民票の写し等 ・身元確認:住民票の写し等(番号確認書類とは別物)+その他(例えば国税等の領収証書等) 	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、番号法上の本人確認書類として、いずれのケースによる確認も認められますが、2種類の書類による身元確認は、運転免許証や旅券等の提示を受けることが困難な場合に限られます。</p>
47	<p>【該当条文】規則第三条第五項</p> <p>【意見／確認】確認</p> <p>【具体的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係」とあるが、企業等が行う雇用契約成立時等の本人であることの確認の方法については、特段の制約はないという理解で良いか、確認させていただきたい。 	<p>番号法や税法で定めるもの、当該告示で定めるものと同程度の本人確認書類による確認を行う必要があります。</p>
48	<p>【該当条文】規則第三条第五項</p> <p>【意見／確認】確認</p> <p>【具体的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金、企業年金基金または共済組合などの団体が、金融機関から個人番号関係事務の委託等を受けて、その構成員(加入者等)から番号を取得する際において、当該団体とその構成員には直接の雇用関係はないものの、当該団体の設立母体である企業との間にその構成員との雇用関係がある場合で、団体が設立母体を通じてその構成員を常時・容易に把握することができる状態にあるときは、「その他これに準ずる関係」に該当するとの理解で良いか、確認させていただきたい。 	<p>御指摘の例について、詳細が明らかでないため、お答えを控えさせていただきます。必要に応じ、別途、国税庁長官官房企画課番号総括・利活用担当までお問い合わせください。</p>

49	<p>【該当条文】規則第四条第二号ロ、ニ 【意見／確認】確認 【具体的な意見】 ・規則第四条第二号ニにおいて、個人番号利用事務実施者が適当と認める方法について、「個人番号関係事務実施者が本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法」との記載があり、例えば、「顧客専用のパスワードによる認証」も含まれると理解している。 ・この点、個人番号関係事務実施者の社員が持参する携帯用端末にて、個人番号を取得することを検討しているが、以下の方法も認められているとの理解で良いか、確認させていただきたい。 1. 番号確認:個人番号関係事務実施者の社員が持参する携帯用端末にて、顧客専用の画面を開き、対面で通知カード等の提示を受けて番号確認の上、顧客に個人番号を入力いただく 2. 身元確認:顧客が、当該専用画面に、専用のパスワードを入力し、正常完了することをもって身元確認とする ・なお、1. 2. は、いずれも顧客面前であり、同じ場面での確認となることを想定している。</p>	<p>番号確認については、御理解のとおりです。 なお、身元確認については、識別符号及び暗証符号等が必要となりますので、パスワードのみをもって身元確認を行うことはできません。</p>
50	<p>【該当条文】規則第七条第二項 【意見／確認】確認・意見 【具体的な意見】 ・『金融商品取引法』に基づき提出する有価証券報告書や『電気通信回線による登記情報の提供に関する法律』に基づくいわゆる登記情報提供サービスの登記情報の内容、国税もしくは地方税の領収証書または納税証明書、社会保険料領収証書についても、登記事項証明書などの官公署から発給された書類に類する書類に含まれるという理解で良いか、確認させていただきたい。</p>	<p>有価証券取引報告書は、法人自ら作成・提出する書類であるため官公署から発給された書類に類する書類に該当しません。登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面については該当します。また、国税若しくは地方税の領収証書又は納税証明書、社会保険料領収証書については、当該告示の「官公署から発給された書類に類する書類」ではなく、「国税等の領収証書等(国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの)」に含まれます。</p>
51	<p>【該当条文】規則第七条第二項 【意見／確認】確認・意見 【具体的な意見】 ・民間企業より提供かつ公知されている情報(例えば、会社四季報・帝国データバンクの会社情報など)や、労働基準監督署に提出する就業規則類についても、登記事項証明書などの官公署から発給された書類に類する書類に含めていただきたい。</p>	<p>御質問の民間企業により提供等されている情報は法人に対して発行される書類ではないこと、民間企業が労働基準監督署に提出する就業規則類は自己作成書類であることから、本人確認書類として適当でないと考えます。</p>

52	<p>【該当条文】規則第七条第二項 【意見／確認】確認 【具体的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が代理人となる場合、現に「個人番号の提供を行う者」の社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類の提示が必要とされているが、「個人番号の提供を行う者」の法人における役職等に制限はないという理解で良いか、確認させていただきたい。 ・また、所属する法人が必ずしも社員証を発行しているとは限らないことから、例えば、「個人番号の提供を行う者」の名刺が上記書類に含まれるという理解で良いか確認させていただきたい。 	<p>御理解のとおり、「個人番号の提供を行う者」の法人における役職等に制限はありません。</p> <p>また、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類については、なりすまし防止の観点から、所属する法人から発行された書類であることが望ましいと考えます。例えば、所属する法人から社員証等が発行されない場合は、「法人の従業員である旨の証明書」の提示により、これに代えることが可能です。</p> <p>なお、「法人の従業員である旨の証明書」の標準的な様式については、国税庁ホームページにて公表しました</p>
53	<p>【該当条文】規則第七条第二項 【意見／確認】意見 【具体的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体保険や団体年金保険では、保険金等の請求手続は契約者である団体を経由することから、保険金等の受取人である従業員やその家族等の個人番号を、当該手続の際に、契約者である団体を代理人とし、保険会社に提供いただくことも想定している。 ・この保険金等の請求手続は、一般的に団体と保険会社間での郵送の手続により行われているため、個人番号の提供を行う者と保険会社の職員が対面することはない。 ・規則第七条第二項において「現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類」が求められる趣旨は、現に個人番号の提供を行う者が、当該法人の代理権を有していることを確認するものであるから、例えば、個人番号を提供する書類と、代理人である団体が保険契約締結時等に保険会社に登録した印が押印されている保険金請求書が同封されている場合など、番号を保険会社に提供することの当該法人の意思が直接確認できる場合は、当該請求書を「社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類」とみなすことができると考えてよいか、確認させていただきたい。 	<p>御質問の「代理人である団体が保険契約締結時等に保険会社に登録した印が押印されている保険金請求書」については、個人番号の提供を行った者が当該法人であることが明らかであると考えられるため、当該請求書を「現に個人番号の提供を行う者と当該法人の関係を証する書類」とみなすことができると考えます。</p>
54	<p>【該当条文】規則第七条第二項 【意見／確認】確認・意見 【具体的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人格のない社団など登記されていない団体が代理人となる場合、登記事項証明書を取り寄せることはできないことから、当該団体の定款や規約、会員名簿の写し、国税もしくは地方税の領収証書または納税証明書、社会保険料領収証書を、登記事項証明書などの官公署から発給された書類に類する書類として認めていただきたい。 	<p>国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料領収証書については、規則第七条第二項の個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等として、当該告示に含まれます。</p> <p>また、人格のない社団など登記されていない団体の定款や規約、会員名簿の写しは、官公署から発給された書類その他類する書類には該当しません。</p>

55	<p>【該当条文】規則第九条第四項 【意見／確認】確認 【具体的な意見】 ・「代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項で定める書類の提示を行っていること」とあるが、番号法に基づく手続以外の手続(例えば、保険契約を締結する手続)時に、規則第七条第二項に定める書類の提示を受けている場合も含まれるとの理解で良いか、確認させていただきたい。</p>	御理解のとおりです。
56	<p>【該当条文】規則第九条第四項 【意見／確認】確認 【具体的な意見】 ・「代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項で定める書類の提示を行っていること」について、1つの団体と複数の契約(保険契約など)を締結している場合、いずれかの契約の手続時に、当該団体が規則第七条第二項に定める書類の提示(提出)を行っていれば、その他の契約の手続において、改めて、規則第七条第二項で定める書類を提示(提出)する必要はないという理解で良いか確認させていただきたい。</p>	御理解のとおりです。 なお、団体に再度、本人確認書類の提示を求めなくても済むよう、個人番号の提供を受ける個人番号利用事務等実施者において、規則第七条第二項で定める書類の提示を受けることにより実存確認をした旨を記録しておくことが望ましいと考えます。
57	<p>【該当条文】規則第九条第四項 【意見／確認】意見 【具体的な意見】 ・「代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項で定める書類の提示を行っていること等」について、個人番号の提供とは異なる手続(例えば、保険契約締結に係る手続)において、例えば、1. 登記事項証明書、2. 印鑑登録証明書、3. 履歴事項全部証明書のいずれかの取寄せ等所定の方法により、既に法人の実態確認ができている場合には、個人番号の提供者、個人番号利用事務等実施者双方の負荷軽減の観点から、当該事由に該当するものとしていただきたい。</p>	登記事項証明書等により、過去に当該法人の名称、所在地等を確認し、その実存を確認している場合には、当該法人の実存が明らかと認められることなどから、規則第九条第四項において、これを要しないこととされています。 従って、御意見の場合についても、規則第七条第二項で定める書類の提示は不要と考えます。
58	<p>【該当条文】規則第九条第四項 【意見／確認】意見 【具体的な意見】 ・団体保険や団体年金保険では、保険金等の請求手続は契約者である団体を経由することから、保険金等の受取人である従業員やその家族等の個人番号を、当該手続の際に、契約者である団体を代理人とし、保険会社に提供いただくことも想定している。 ・保険の契約締結に際して、例えば、保険会社の職員が当該団体を訪問し実態を確認している場合や、当該団体と保険会社が保険契約の保全手続等で定期的な金銭および書類の授受や連絡をとっている場合は、「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることは明らか」であることから、規則第七条第二項で定める書類の提示(提出)を不要としていただきたい。</p>	法人の実存確認は、公的機関が発行した書類等により確認する必要があるため、御意見の方法は適当でないと考えます。従って、規則第七条第二項で定める書類の提示が必要となります。

59	<p>【該当条文】規則第九条第四項 【意見／確認】意見 【具体的な意見】 ・「代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項で定める書類の提示を行っていること等」について、規則第七条第二項で定める書類の提示を受けた後、当該法人の商号や所在地が変更された場合、保険契約の手続で、登記簿謄本等の規則第七条第二項で定める書類、又は当該法人が保険契約締結時等に保険会社に登録した印が押印されている、商号や所在地を変更するための保険会社が指定する書面を取り寄せている場合には、「代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項で定める書類の提示を行っていること等」に該当するものとしていただきたい。</p>	御意見の場合も該当すると考えます。
60	<p>別表の「規則第一条第一項第二号」の書類に母子健康手帳や戦傷病者手帳を追加していただきたい。これらは、犯罪による収益移転防止に関する法律による本人特定事項の確認で確認書類として認められています。法律が異なることは承知していますが、金融機関としては、犯罪収益移転防止法上の書類については、本法に基づく事務についても同様に確認書類として認めていただけますと、顧客ならびに営業店職員へもわかりやすくなるかと思う。</p>	<p>規則第一条第一項第二号の個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等として、「戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」）」と規定しています。なお、母子健康手帳については、「規則第一条第一項第三号ロ」の「写真なし公的書類」に該当します。</p>
61	<p>【該当箇所(告示案)】全般 【該当条文(施行規則)】全般 【意見等】個人番号利用事務実施者ごとに、個人番号関係事務実施者(金融機関等)に求められる本人確認等の資料が異なることが想定されるが、番号法に係る事務の負担および混乱を軽減させるべく、利用目的ごとに本人確認資料に著しい相違がないよう個人番号利用事務実施者間で十分調整いただきたい。</p>	<p>手続の特性により、個人番号利用事務実施者ごとに本人確認資料が異なる場合も考えられますが、本人確認資料に著しい相違がないよう、個人番号利用事務実施者間で調整をさせていただいております。</p>
62	<p>【該当箇所(告示案)】全般 【該当条文(施行規則)】全般 【意見等】個人番号利用事務実施者ごとに、どのような本人確認書類等が必要になるのか、共通する部分と相違する部分について一覧表を作成し周知する等、番号法に基づく事務を適切に行うための支援措置を講じていただきたい。 また、告示により規定される書類については、具体例を公表いただけるとありがたい。</p>	<p>国税分野における本人確認書類の具体例については、国税庁ホームページにて公表しました。</p>

63	<p>【該当箇所(告示案)】全般 【該当条文(施行規則)】全般 【意見等】番号法施行当初は事務の混乱が予想されるので、個人番号関係事務実施者への全般の支援や、納税者への周知徹底等を遺漏なく行っていただくようお願いしたい。</p>	<p>内閣官房等が実施する国民や事業者の皆様向けの広報に併せて、税務分野における周知・広報を計画的かつ効果的に実施してまいります。</p>
64	<p>【該当箇所(告示案)】官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書若しくは申請書等と併せて提示若しくは提出する場合の当該書類 【該当条文(施行規則)】規則第一条第一項第二号、規則第二条第二号 【意見等】ここでいう「申告書若しくは申請書等」の「提示若しくは提出」については、税務上、法令で求められる申告行為(所得税法第十条第五項により行われるマル優適用にあたっての告知行為、同法第二百二十四条等により行われる利子等課税上の告知行為等)も含まれるものとの理解でよいか。 税務上、顧客から告知を受ける際の確認書類には、個人番号カードのほか「通知カード及び住所等確認書類」「住民票の写し及び住所等確認書類」が含まれる(改正後所得税法施行規則第七条第二項、同規則第八十一条の六第一項第一号等)が、住民票の写しや通知カード、住所等確認書類には、一般的に顔写真の表示がないものも想定される。これらを実務上混乱なく運用するには、番号法施行規則第一条第一項第二号(または同規則第二条第二号)で取り扱う必要があり、「官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書若しくは申請書等と併せて提示若しくは提出する場合の当該書類」に該当するものとする必要がある。 また、上記の申告(告知)行為を「申告書若しくは申請書等」の「提示若しくは提出」として扱うにあたっては、書面(個人番号関係事務実施者任意の書面で、本人等から個人番号関係事務実施者へ提出する契約(預入)申込書・変更届出書等を想定)による申告(告知)を要件とするかについてもあわせて確認したい。</p>	<p>当該告示において、「提示若しくは提出」を行うものは、「申告書若しくは申請書等」ではなく、「官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類」となります。 なお、当該告示は、本人が税務署や金融機関に個人番号の提供を行う際に、本人の住所宛に送付した個人識別事項が印字された書類を、個人番号の提供と併せて提示若しくは提出する場合に、当該書類を本人確認書類とするものです。</p>
65	<p>【該当箇所(告示案)】官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書若しくは申請書等と併せて提示若しくは提出する場合の当該書類 【該当条文(施行規則)】規則第一条第一項第二号、規則第二条第二号 【意見等】税務上、顧客の告知を要しない商品についても、支払調書を提出する場面がある(所得税法第二百二十四条等に該当しない商品について、所得税法第二百五条の提出が求められる場合)が、支払調書を記載するために顧客から個人番号の申告を受ける行為(法令にもとづく告知行為ではない)は、ここでいう「申告書若しくは申請書等」の「提示若しくは提出」に含まれるものと解してよいか。 また、上記の申告行為を「申告書若しくは申請書等」の「提示若しくは提出」として扱うにあたっては、書面(個人番号関係事務実施者任意の書面で、本人等から個人番号関係事務実施者へ提出する契約(預入)申込書・変更届出書等を想定)による申告(告知)を要件とするかについてもあわせて確認したい。</p>	<p>当該告示において、「提示若しくは提出」を行うものは、「申告書若しくは申請書等」ではなく、「官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類」となります。 なお、当該告示は、本人が税務署や金融機関に個人番号の提供を行う際に、本人の住所宛に送付した個人識別事項が印字された書類を、個人番号の提供と併せて提示若しくは提出する場合に、当該書類を本人確認書類とするものです。</p>

66	<p>【該当箇所(告示案)】官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書若しくは申請書等と併せて提示若しくは提出する場合の当該書類</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第一条第一項第二号、規則第二条第二号</p> <p>【意見等】ここでいう「申告書若しくは申請書等」は、「～申告書」または「～申請書」等の名称に関わらず、税法上、個人番号利用事務等実施者を經由して当局(税務署)へ提出する帳票全般(例として財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書等が挙げられる)を含むものであることを確認したい。</p> <p>また、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書については、提出者(適用を受けようとする者)の個人番号のほか、勤務先の個人番号(勤務先が個人事業主の場合)を付記する必要があるが、本申込書を勤務先が金融機関へ提出する行為も、ここでいう「申告書若しくは申請書等」の「提示若しくは提出」に含まれるものであることを確認したい。</p>	<p>御理解のとおり、「申告書若しくは申請書等」は、申告書や申請書に限らず、個人番号利用事務等実施者に提出する書類全般を含みます。</p> <p>当該告示において、「提示若しくは提出」を行うものは、「申告書若しくは申請書等」ではなく、「官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類」となります。</p> <p>なお、当該告示は、本人が税務署や金融機関に個人番号の提供を行う際に、本人の住所宛に送付した個人識別事項が印字された書類を、個人番号の提供と併せて提示若しくは提出する場合に、当該書類を本人確認書類とするものです。</p>
67	<p>【該当箇所(告示案)】官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書若しくは申請書等と併せて提示若しくは提出する場合の当該書類</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第一条第一項第二号、規則第二条第二号</p> <p>【意見等】上記意見で例示した「財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書」については、通常、勤務先を經由して金融機関に提出されるため、この場合、番号法上の本人確認の主体は、個人番号関係事務実施者たる勤務先であり、金融機関による本人確認義務(本告示に規定する書面等を利用した確認措置)は、勤務先が自身の個人番号を付記した場合に、勤務先に対してのみ発生するものであることを念のため確認したい。</p>	<p>番号法上の本人確認は、本人から個人番号の提供を受けたときに行うこととされており、申込みを行う者の個人番号の確認は勤務先が、勤務先の個人番号の確認は金融機関が行うこととなります。</p>
68	<p>【該当箇所(告示案)】自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。)</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第三条第一項第四号、規則第四条第二号口前段、規則第九条第五項第四号</p> <p>【意見等】「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書」の様式は任意との理解でよいか。また、当該申立書について、個人番号関係事務実施者はその書類をもって本人確認を行う義務があるのみであり、当該申立書の真正を確認する義務(例えば印鑑証明書の徴求など)はないとの理解でよいか。</p>	<p>「本人による申立書」となりますので、本人の署名や押印があるなど、本人が作成したものと認識できる書類である必要があります。様式は任意となりますが、申立書には、規則第三条第一項第四号等の規定のとおり、個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)の記載が必要となります。</p> <p>また、「自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書」の様式は、任意でも可能ですが、標準的な様式については国税庁ホームページにて公表しました。</p> <p>なお、当該申立書は個人番号が正しい番号であることを確認する書類であり、個人番号関係事務実施者は、提供を受けた個人番号と申立書に記載された個人番号が一致することを確認する必要があります。</p>

69	<p>【該当箇所(告示案)】官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第三条第一項第四号</p> <p>【意見等】例えば、すでに本人(または代理人)から非課税貯蓄申告書(マル優)により個人番号を取得している場合で、その後、本人が異動申告書を提出する場合がある。</p> <p>この時、個人番号関係事務実施者(金融機関)が特定個人情報ファイルを作成している場合には、記録されている情報を確認することで、改めて通知カード等を確認する必要はない(規則第三条第一項第三号)が、特定個人情報ファイルを作成していない場合(個人情報ファイルに該当しない紙媒体等で保管をしている場合等)については特段規定されていないため、これについても、同様に過去に取得した書類等を確認することで、規則第三条第一項第四号を満たせるものとしていただきたい。</p>	<p>紙媒体であっても、特定の個人を容易に検索することができるように体系的に構成したものについては、特定個人情報ファイルに該当するものと考えますが、いずれにしても、規則第三条第一項第四号は、個人番号の提供を受ける際、番号確認のために提示を受ける書類の規定となります。</p> <p>なお、いただいた御意見については、規則第三条第一項第三号に関する御意見として、内閣官房に情報提供させていただきます。</p>
70	<p>【該当箇所(告示案)】個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第三条第四項、規則第九条第三項</p> <p>【意見等】「取引固有の情報等」には例示列举されている事項のほかどのような情報を想定しているのか。例示列举されている事項以外にも、個人を特定できると考えられる情報(住所、生年月日等)があれば、電話で番号を取得する際に当該情報を確認すれば足りるとの理解でよいか。また複数とは2以上の情報を確認すれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>取引固有の情報等は、当該告示に例示列举している事項のほか、社員番号、職員番号、契約番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高などを想定しております。また、これらについては、2以上の情報を確認することが必要となります。</p> <p>なお、規則第三条第四項及び規則第九条第三項において、「本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより…」とされていることから、住所、生年月日については、本人しか知り得ない事項には該当しないと考えます。</p>
71	<p>【該当箇所(告示案)】同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが本人であることが明らかな場合</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第三条第五項</p> <p>【意見等】本条文は、雇用関係のある場合に限定されるものではなく、金融機関が既存顧客と取引する場合など、個人番号関係事務一般について適用されるものであることを確認したい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、過去に個人識別事項の提示を受けた際に、番号法や税法で定めるもの、当該告示で定めるものと同程度の本人確認書類による確認を行っている必要がありますが、この点が明らかになるよう修正を行いました。</p>
72	<p>【該当箇所(告示案)】同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが本人であることが明らかな場合</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第三条第五項</p> <p>【意見等】「過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等」には、例えば、犯罪収益移転防止法上の確認済の確認なども含まれると解してよいか。</p>	<p>規則第三条第五項は、従業員の入社時等にその者の身元確認を行っており、知覚すること等により、当該従業員が本人に相違ないことが明らかな場合は、身元確認のための書類の提示は不要としているものです。</p> <p>御質問にある犯罪収益移転防止法上の確認済の確認のみでは、個人番号の提供を行った顧客が本人に相違ないことの確認とはならず、これに加えて、個人番号利用事務等実施者が対面により、個人番号の提供を行った顧客が本人であることを確認すること(知覚)が必要です。</p>

73	<p>【該当箇所(告示案)】同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが本人であることが明らかな場合</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第三条第五項</p> <p>【意見等】同一の者とは、同一の顧客を意味しており、本人または代理人のいずれも意味するものとの理解でよいか。</p> <p>例えば、当初代理人から番号を取得している場合で、本人が同一の個人番号を提供する場合も含むとの理解でよいか。</p>	<p>同一の者とは本人のみを意味します。</p> <p>当該告示は、個人番号の提供を行う本人と提供を受ける者が継続的に取引を行っている場合、知覚すること等により、本人に相違ないことが明らかな場合に、身元確認のための書類の提示は不要としているものです。</p>
74	<p>【該当箇所(告示案)】同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが本人であることが明らかな場合</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第三条第五項</p> <p>【意見等】「同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合」とは、個人番号利用事務等実施者が、初めて個人番号を取得する場合で、その後継続的に個人番号の提供を受ける場合についても含まれているものと解してよいか。</p> <p>具体的に、本条文について、例えば、既に犯罪収益移転防止法上の取引時確認(本人確認)を実施済の顧客から、初めて個人番号を取得する場合で、個人識別事項に異動がない場合も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>御質問のケースは、「同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がない場合」に含まれます。</p> <p>なお、身元確認のための書類の提示を不要とするには、これに加えて、個人番号利用事務等実施者による本人であることの知覚(対面により、個人番号の提供を行った顧客が本人であることを確認すること)が必要です。</p>
75	<p>【該当箇所(告示案)】同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが代理人であることが明らかな場合</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第九条第四項</p> <p>【意見等】本条文は、雇用関係のある場合に限定されるものではなく、金融機関が既存顧客と取引する場合など、個人番号関係事務一般について適用されるものであることを確認したい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、過去に個人識別事項の提示を受けた際に、番号法や税法で定めるもの、当該告示で定めるものと同程度の本人確認書類による確認を行っている必要がありますが、この点が明らかになるよう修正を行いました。</p>
76	<p>【該当箇所(告示案)】同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが代理人であることが明らかな場合</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第九条第四項</p> <p>【意見等】「過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等」には、例えば、犯罪収益移転防止法上の確認済の確認なども含まれると解してよいか。</p>	<p>規則第九条第四項は、従業員の入社時等にその者の身元確認を行っており、知覚すること等により、当該従業員が本人に相違ないことが明らかな場合は、身元確認のための書類の提示は不要としているものです。</p> <p>御質問にある犯罪収益移転防止法上の確認済の確認のみでは、個人番号の提供を行った顧客が本人に相違ないことの確認とはならず、これに加えて、個人番号利用事務等実施者が対面により、個人番号の提供を行った顧客が本人であることを確認すること(知覚)が必要です。</p>

77	<p>【該当箇所(告示案)】同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが代理人であることが明らかな場合</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第九条第四項</p> <p>【意見等】同一の者とは、同一の顧客を意味しており、本人または代理人のいずれも意味するものとの理解でよいか。</p> <p>例えば、当初本人から番号を取得している場合で、その後、代理人が同一の個人番号を提供する場合も含むとの理解でよいか。</p>	<p>同一の者とは代理人のみを意味します。</p> <p>当該告示は、個人番号の提供を行う代理人と提供を受ける者が継続的に取引を行っている場合、知覚すること等により、代理人に相違ないことが明らかな場合に、身元確認のための書類の提示は不要としているものです。</p>
78	<p>【該当箇所(告示案)】同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がなく、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが代理人であることが明らかな場合</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第九条第四項</p> <p>【意見等】「同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合」とは、個人番号利用事務等実施者が、初めて個人番号を取得する場合で、その後継続的に個人番号の提供を受ける場合についても含まれているものと解してよいか。</p> <p>具体的に、本条文について、例えば、既に犯罪収益移転防止法上の取引時確認(本人確認)を実施済の顧客(本人の代理人)から、初めて本人の個人番号を取得する場合で、代理人の個人識別事項に異動がない場合も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>御質問のケースは、「同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、過去に提示を受けた個人識別事項と当該提供に係る個人識別事項とに異動がない場合」に含まれます。</p> <p>なお、身元確認のための書類の提示は不要とするには、これに加えて個人番号利用事務等実施者による本人であることの知覚(対面により、個人番号の提供を行った顧客が本人であることを確認すること)が必要です。</p>
79	<p>【該当箇所(告示案)】官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)</p> <p>【該当条文(施行規則)】規則第九条第五項第四号</p> <p>【意見等】例えば、すでに本人(または代理人)から非課税貯蓄申告書(マル優)により個人番号を取得している場合で、その後、代理人が異動申告書を提出する場合があります。</p> <p>この時、個人番号関係事務実施者(金融機関)が特定個人情報ファイルを作成している場合には、記録されている情報を確認することで、改めて通知カード等を確認する必要はない(規則第九条第五項第三号)が、特定個人情報ファイルを作成していない場合(個人情報ファイルに該当しない紙媒体等で保管をしている場合等)については特段規定されていないため、これについても、同様に過去に取得した書類等を確認することで、規則第三条第一項第四号を満たせるものとしていただきたい。</p>	<p>紙媒体であっても、特定の個人を容易に検索することができるように体系的に構成したものについては、特定個人情報ファイルに該当するものと考えますが、いずれにしても、規則第九条第五項第四号は、個人番号の提供を受ける際、番号確認のために提示を受ける書類の規定となります。</p> <p>なお、いただいた御意見については、規則第九条第五項第三号に関する御意見として、内閣官房に情報提供させていただきます。</p>

80	<p>【該当箇所】規則第九条第四項、規則第十条第二項、規則第七条第二項 関係 (法人代理人がオンラインにより個人番号の提供を行う場合の本人確認について) 【意見】</p> <p>1 規則第十条第二号の告示案については、規則第七条第二項の規定を準用したものと想定されるが、規則第十条には規則第七条の規定を準用する規定がない。この告示案の考え方の整理はどのようなものなのか(規則第十条の規定には規則第七条の規定が準用されるという整理かどうか。)</p> <p>2 仮に規則第十条の規定は、規則第七条の規定が準用されるということならば、法人の存在を確認する書類として、登記事項証明書等の書類の提示がその都度必要になるのか。</p> <p>3 仮に規則第十条の規定は、規則第七条の規定が準用されるということならば、規則第九条第四項の規定も準用されると考えられ、規則第九条第四項の告示案のとおり、過去に法人の存在を確認する書類の提示を行っていること等により代理人であることが明らかな場合については、個人番号の提供の都度、登記事項証明書等の書類を提示することを省略できると考えられるという理解でよいか。</p>	<p>1 規則第十条においては、規則第七条を準用していません。代理人が法人である場合にも、オンラインによる個人番号の提供が行われることがあり、その場合には書面の手続と同様の確認が必要と考えています。したがって、規則第七条第二項を踏まえ、今般の告示案において当該規定を設けていません。</p> <p>2 上記のとおり、規則第十条においては、規則第七条を準用していません。</p> <p>3 規則第十条においては、規則第九条第四項を準用していません。</p>
81	<p>規則第十条第二号の告示案について、税理士名簿により社員税理士が税理士法人に所属することを確認する方法が規定されているが、税理士名簿を確認することにより、税理士法人の存在確認も併せて行えるという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>